



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定 (二件) (環境局環境改善部化学物質対策課) 一
 - 平成二十九年度狩猟免許試験の実施 (環境局自然環境部計画課) 五
 - 救急医療機関の協力申出の撤回 (福祉保健局医療政策部救急災害医療課) 六
 - 公有水面埋立工事のしゅん功認可 (二件) (港湾局離島港湾部管理課) 六
 - 公有水面埋立ての免許 (同) 七
- 公 告
- 開発行為に関する工事完了 (四件) (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課) 八
 - 平成二十九年度危険物取扱者保安講習の実施 (東京消防庁) 九

告示

● 東京都告示第八百六十八号
 土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条

第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (江東区有明四丁目地内及び同区青海三丁目地先地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

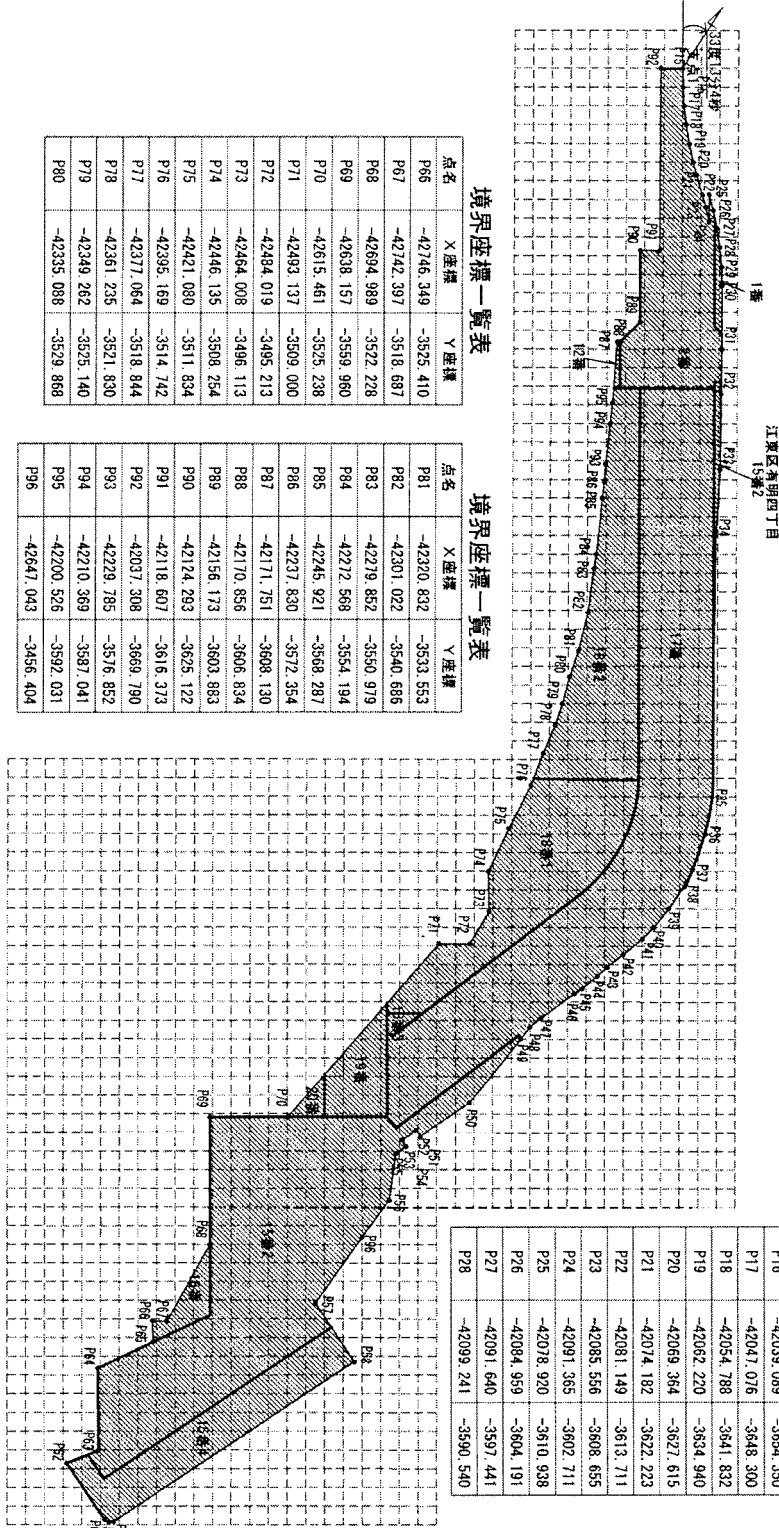
【別図】

境界座標一覧表

点名	X座標	Y座標
P15	-42030.828	-3659.989
P16	-42039.089	-3654.350
P17	-42047.076	-3648.300
P18	-42054.788	-3641.832
P19	-42062.220	-3634.940
P20	-42069.364	-3627.615
P21	-42074.182	-3622.223
P22	-42081.149	-3613.711
P23	-42085.566	-3608.655
P24	-42091.365	-3602.711
P25	-42078.920	-3610.938
P26	-42094.959	-3604.191
P27	-42091.640	-3597.441
P28	-42099.241	-3590.540

境界座標一覧表

点名	X座標	Y座標
P29	-42107.655	-3583.733
P30	-42115.522	-3578.060
P31	-42143.974	-3559.124
P32	-42164.434	-3546.211
P33	-42198.138	-3524.184
P34	-42226.821	-3507.647
P35	-42346.597	-3430.443
P36	-42365.256	-3422.402
P37	-42384.761	-3417.552
P38	-42392.800	-3416.552
P39	-42409.331	-3416.539
P40	-42422.132	-3417.769
P41	-42438.861	-3419.505
P42	-42443.247	-3423.305
P43	-42453.477	-3426.670
P44	-42460.679	-3428.441
P45	-42470.877	-3431.571
P46	-42475.285	-3433.598
P47	-42495.908	-3441.250
P48	-42503.282	-3443.554
P49	-42511.482	-3444.126
P50	-42555.112	-3448.246
P51	-42584.574	-3460.390
P52	-42583.194	-3463.971
P53	-42591.625	-3467.377
P54	-42593.471	-3468.611
P55	-42599.373	-3466.089
P56	-42622.262	-3455.245
P57	-42690.179	-3457.656
P58	-42704.853	-3423.142
P59	-42847.209	-3483.452
P60	-42848.989	-3485.290
P61	-42849.053	-3488.153
P62	-42834.862	-3521.675
P63	-42819.966	-3511.318
P64	-42783.391	-3535.733
P65	-42755.319	-3518.838



境界座標一覧表

点名	X座標	Y座標
P66	-42746.349	-3525.410
P67	-42742.397	-3518.687
P68	-42694.989	-3522.228
P69	-42638.157	-3559.960
P70	-42615.461	-3525.238
P71	-42493.137	-3509.000
P72	-42484.019	-3495.213
P73	-42464.008	-3486.113
P74	-42446.135	-3508.254
P75	-42421.080	-3511.834
P76	-42395.169	-3514.742
P77	-42377.064	-3518.844
P78	-42361.235	-3521.830
P79	-42349.282	-3525.140
P80	-42335.088	-3529.868

境界座標一覧表

点名	X座標	Y座標
P81	-42320.832	-3533.553
P82	-42301.022	-3540.686
P83	-42279.852	-3550.979
P84	-42272.568	-3554.194
P85	-42245.921	-3568.287
P86	-42237.830	-3572.354
P87	-42171.751	-3608.130
P88	-42170.856	-3606.834
P89	-42156.173	-3603.883
P90	-42124.293	-3625.122
P91	-42118.607	-3616.373
P92	-42037.308	-3669.790
P93	-42229.785	-3576.852
P94	-42210.369	-3587.041
P95	-42200.526	-3592.031
P96	-42647.043	-3456.404

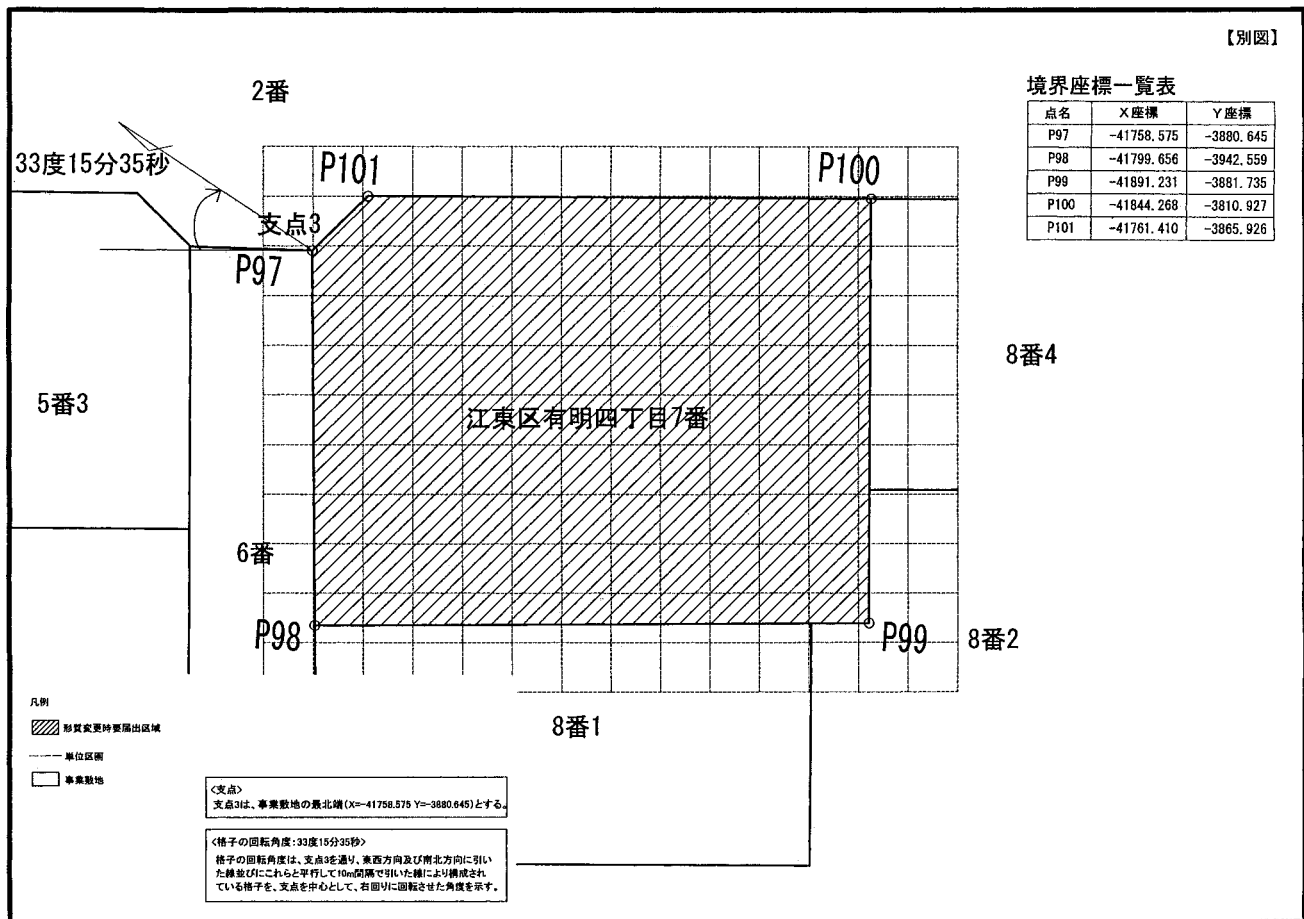
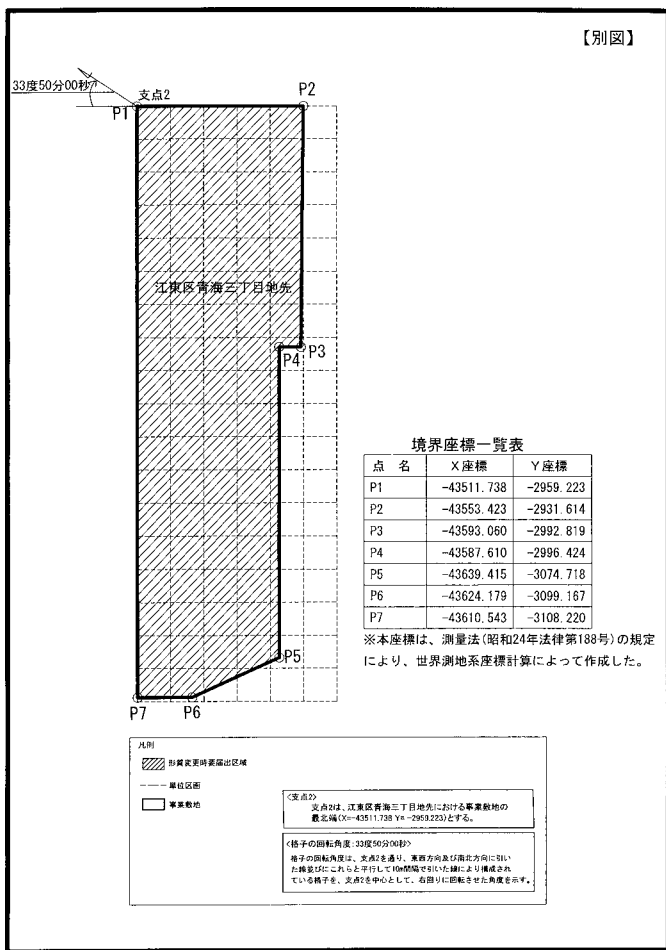
凡例

- 形質変更時変更届出区域
- 単位区画
- 事業敷地
- 境界線

<基点>
 基点は、10号地その2地区における事業敷地(緑地を除く)の事業敷地の東北隅(X=-42030.828 Y=-3659.989)とする。

<格子の回転角度:33度13分4秒>
 格子の回転角度は、基点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、基点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

※本座標は、測量法(昭和24年法律第189号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。



●東京都告示第八百六十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区田端新町
一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい
ない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

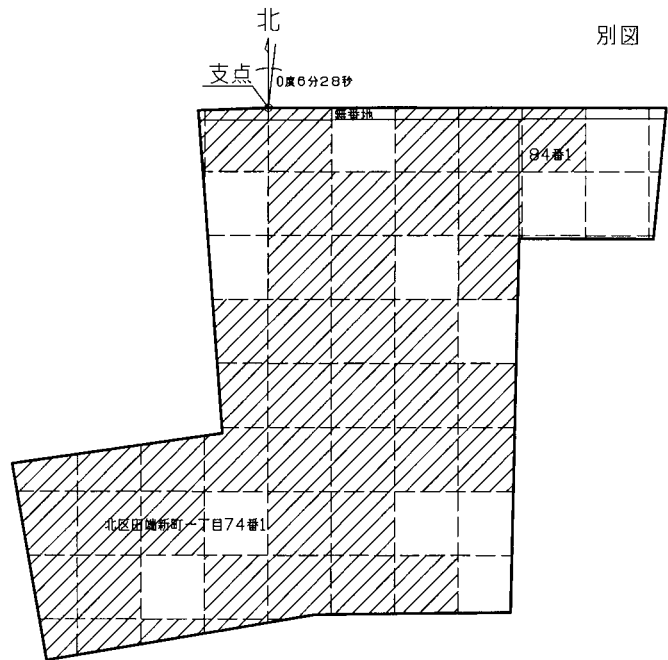
- 【凡例】
- : 単位区画
 - : 筆境界
 - : 敷地境界
 - ▨: 形質変更時要届出区域

【支点】

支点は、世界測地系座標
X: -28947 Y: -6036
に位置する。

【格子の回転角度(0度6分28秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



●東京都告示第八百七十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第四
十一条に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施する
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行
規則(平成十四年環境省令第二十八号)第五十一条第二項
の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 知識試験

(一) 試験の日時及び場所

試験の日時及び場所については次のとおりとする。
ただし、法第四十九条第一号に該当する者(以下「法
第四十九条第一号該当者」という。)のみを対象とす
る知識試験は、平成二十九年七月十五日、同年八月二
十日及び同年九月十八日の午前十一時からとする。

狩猟免許の種類	実施期日	開始時刻	開催場所
網猟免許、 わな猟免許、 第一種銃猟免許及び 第二種銃猟免許	平成二十九年七月十五日	午前十時	足立区勤労福祉会館 足立区綾瀬一丁目三十四番七号
同右	同年八月二十日	同右	同右
同右	同年九月十八日	同右	府中市市民会館 府中市府中二丁目二十四

府中 番地

(二) 試験の内容

知識試験は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について行う。ただし、法第四十九条第一号該当者に対する知識試験は、猟具に関する知識について行う。

(三) 対象者

東京都内に住所を有する者で、法第四十条に定める欠格事由に該当しないもの

二 適性試験

(一) 試験の日時及び場所

(一)に掲げる知識試験の実施期日及び開催場所において午後零時五十分から行う。

(二) 試験の内容

視力、聴力及び運動能力について行う。

(三) 対象者

知識試験に合格した者

三 技能試験

(一) 試験の日時及び場所

(一)に掲げる知識試験の実施期日及び開催場所において適性試験終了後に行う。

(二) 試験の内容

猟具の取扱方法及び鳥獣の判別について行う。

(三) 対象者

適性試験に合格した者

四 狩猟免許申請手続

(一) 狩猟免許を受けようとする者は、平成二十九年七月

十五日の知識試験を受けようとする場合は同月三日午後五時までに、平成二十九年八月二十日の知識試験を受けようとする場合は同月四日午後五時までに、平成二十九年九月十八日の知識試験を受けようとする場合は同月四日午後五時までに、狩猟免許申請書の所定事項を記入し、及び押印し、次に掲げるものを添えて、東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ申し込むこと。
ア 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚
イ 狩猟免許申請手数料 五千二百円。ただし、法第四十九条第一号該当者は、三千九百円
ウ 現に銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の住所及び氏名が確認できるページ並びに使用する銃の種類等が確認できるページの写し一通
エ 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当していないことを証する医師の診断書一通
オ 住民票一通。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者にあつては、不要

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者にあつては、当該許可に係

る許可証の原本を提示すること。
五 その他

(一) 狩猟免許試験を受け、これに合格した者は、その種類ごとに狩猟免許が与えられ、当該免許の有効期間は、その試験を受けた日から起算して三年を経過した日の属する年の九月十四日までである。

(二) 詳細については、東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ問い合わせること。

●東京都告示第八百七十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第二条第二項の規定に基づき、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された病院を次のとおり告示する。
平成二十九年五月十五日

東京都知事 小池 百合子
撤回年月日
名称 所在地
医療法人社団育生 豊島区西巢鴨一丁目 平成二十九年
會山口病院 十九番十七号 四月三十日

●東京都告示第八百七十二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」という。)第二十二条第一項の規定に基づき、神津島港湾区域内公有水面埋立てに係る埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十九年五月十五日

神津島港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

一 しゅん功認可年月日
平成二十九年五月十五日

二 しゅん功認可を受けた者
新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

三 埋立区域

(一) 位置

神津島村九番一地先神津島港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の①から⑤までの各地点を順次に結んだ線及び⑤の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに⑥から⑪までの各地点を順次に結んだ線及び⑪の地点と⑥の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基準点(北緯三四度一分三五秒八二、東経一三九度〇七分五六秒二四)から、〇度二七分四三秒一五四・五五メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一四九度四〇分一五秒二九・七二メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から三二六度〇〇分三九秒二五・一二メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二三六度〇〇分五七七秒四・〇〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から三二五度五九分五七七秒四・〇四メートルの地点
- ⑥の地点 基準点(北緯三四度一分三五秒八二、東経一三九度〇七分五六秒二四)から、二九度三〇分〇九秒九一・一一メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から五六度〇〇分五二秒四・二五メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一四五度五九分二三秒二・六三メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から一七一度二三分一二秒二・三三メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二六一度二二分〇〇秒四・二五メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三五一度二三分四九秒一・三七メートルの地点

(二) 面積

六一・八二平方メートル

四 埋立地の用途

ふ頭用地

五 埋立ての免許の年月日及び番号
平成二十三年九月六日 二十三港島管第四百八十号

六 法第二十二条第三項の市町村
神津島村

●東京都告示第八百七十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」という。)第二十二条第一項の規定に基づき、神津島港湾区域内公有水面埋立てに係る埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十九年五月十五日

神津島港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

一 しゅん功認可年月日

平成二十九年五月十五日
しゅん功認可を受けた者

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

三 埋立区域

(一) 位置

神津島村九番一地先神津島港港湾区域内公有水面

(二) 区域

ア ふ頭用地 (船揚場)

次の各地点を順次に結んだ線及び⑤の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基準点(北緯三四度一分三五秒八二、東経一三九度七分五六秒二四)から九二度一六分四五秒四一・六四メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から七九度四分二一秒七・二四メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一六九度〇七分三八秒二四・九一メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一八一度四分二九秒八・三二メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一九四度四七分五六秒七八・一二メートルの地点

イ ふ頭用地 (物揚場)

次の各地点を順次に結んだ線及び⑨の地点と⑥の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ⑥の地点 基準点(北緯三四度一分三五秒八二、東経一三九度七分五六秒二四)から一七五度四五分五秒一一三・一四メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から九六度二四分〇〇秒二三・九〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一八九度二二分三六秒一・四三メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二七六度二四分〇四秒二三・八六メートルの地点

(三) 面積

ア ふ頭用地 (船揚場)

八九三・三五平方メートル

イ ふ頭用地 (物揚場)

三四・〇九平方メートル

四 埋立地の用途

ふ頭用地

五 埋立ての免許の年月日及び番号

平成二十六年一月二十三日 二十五港島管第千六十六号

六

法第二十二條第三項の市町村

神津島村

●東京都告示第八百七十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月十五日

御蔵島港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

一 免許年月日

平成二十九年五月一日

二 埋立ての免許を受けた者

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者氏名 東京都知事 小池 百合子

代表者住所 豊島区西池袋五丁目十七番一―二〇七号

三 埋立区域

(一) 位置

御蔵島村字御蔵地先御蔵島港港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑪の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基準点(北緯三三度五三分四五秒六五、東経一三九度三分五秒五〇)から三二度四分五一秒二五七・四五メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三一〇度四分〇六秒一二四・一五メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から四〇度四分〇六秒一三・〇〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三一〇度四分〇六秒一一・三五メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から四〇度四分〇六秒三・〇〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から三一〇度四分〇六秒二〇・〇〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から四〇度四分〇六秒三・八〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三一〇度四分〇六秒二〇・〇〇メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から四〇度四分〇六秒三〇・二〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一三〇度四分〇六秒一九一・八四メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から一三〇度四分〇六秒一九一・八四メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から二四〇度五五分二九秒四七・四四メートルの地点

(三) 面積

八、二七三・五〇平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

御蔵島村字御蔵地先御蔵島港湾区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑩の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基準点(北緯三三度五三分四五秒六五、東經一三九度三五分二三秒五〇)から三二度四四分五一秒二五七・四五メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三一〇度四二分〇六秒一二四・一五メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二二〇度四二分〇六秒三七・〇〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から三一〇度四二分〇六秒二五二・三五メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から四〇度四二分〇六秒一八七・〇〇メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一三〇度四二分〇六秒二六〇・〇〇メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二二〇度四二分〇六秒八〇・〇〇メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から一三〇度四二分〇六秒一五一・六三メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二三七度三一分五三秒二八・二〇メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二三三度〇二分三六秒四三・八〇メートルの地点

(三) 面積

五八、二四九・七八平方メートル
五 埋立地の用途
ふ頭用地

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年五月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 住所及び氏名

立川市柏町四丁目四十三番六の
一部、同番十七、同番二十、
同番二十一の一部、同番二十
二、四十四番六、同番十及び
に同番十六及び同番十七の各
一部

浅見 久幸

国分寺市並木町一丁目三十一
番三十九 武蔵野市吉祥寺北町一丁目
二十九番一号

兼六土地建物株式会社
代表取締役 鍵市 恒成

武蔵村山市中原二丁目七番十
三、同番十九、同番二十四及
び同番二十六 昭島市松原町一丁目二番四
号

株式会社ランディックス
代表取締役 石塚 忍

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

平成二十九年五月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

国分寺市並木町三丁目二十番
六、同番十三の一部、同番二
十一、同番二十二、二十一番
四及び同番三十七 国分寺市北町三丁目十三番
地三 加藤 シヅ

国分寺市西町三丁目二十七番
地七 立川市幸町二丁目四十三番
地七

株式会社オメガ
代表取締役 小林 晶

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年五月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

あきる野市下代継字東原九番
一並びに十四番一及び同番三
の各一部 神奈川県相模原市中央区富
士見二丁目八番八号

住宅情報館株式会社
代表取締役 黒羽 秀朗

国分寺市内藤一丁目十八番一
港区芝五丁目三十四番六号

菱重プロパティーズ株式会
社 代表取締役 大久保憲一

開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成二十九年五月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 許可を受けた者の住所及び氏名

多摩市乞田九百六十番二

武蔵野市吉祥寺本町一丁目三十七番五号山蝶ビル

株式会社山蝶

代表取締役 山本 光彦

清瀬市中清戸四丁目九百八十二番二、同番三、同番五、同番六及び千九番八

西東京市東伏見三丁目六番十九号
 タクトホーム株式会社
 代表取締役 小寺 一裕

平成29年度危険物取扱者保安講習の実施について

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。

平成29年5月15日

東京都知事 小 池 百合子

1 講習区分及び受講対象者

(1) 講習区分

全区分

(2) 受講対象者

危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業

に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者

2 講習の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

平成29年8月4日（金曜日）、同月23日（水曜日）及び平成29年9月2日（土曜日）の3日間

各日とも午後1時から午後5時15分まで

(2) 実施場所

東京消防庁立川都民防災教育センター

立川市泉町1156番地の1

3 受講申請の受付期間、受付時間及び受付場所

(1) 受付期間

平成29年6月5日（月曜日）から各講習日の7日前まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）に定める休日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時から午後4時30分まで

(3) 受付場所

都内（稲城市の区域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

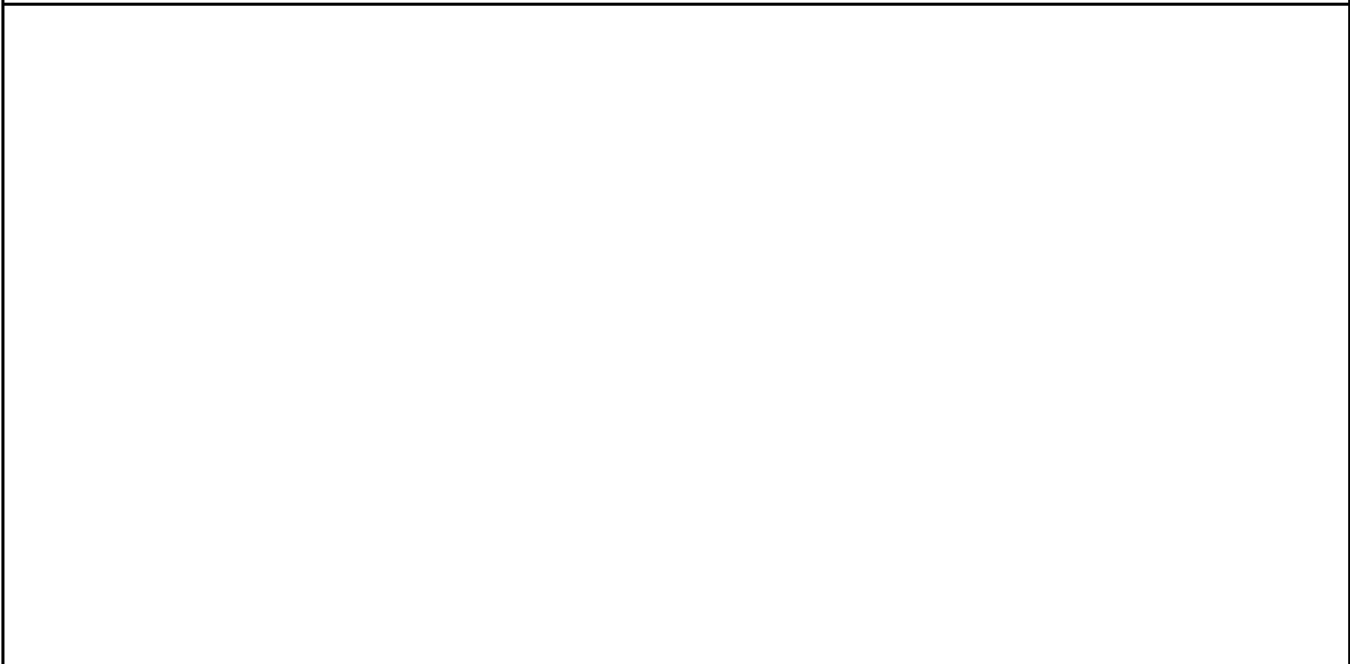
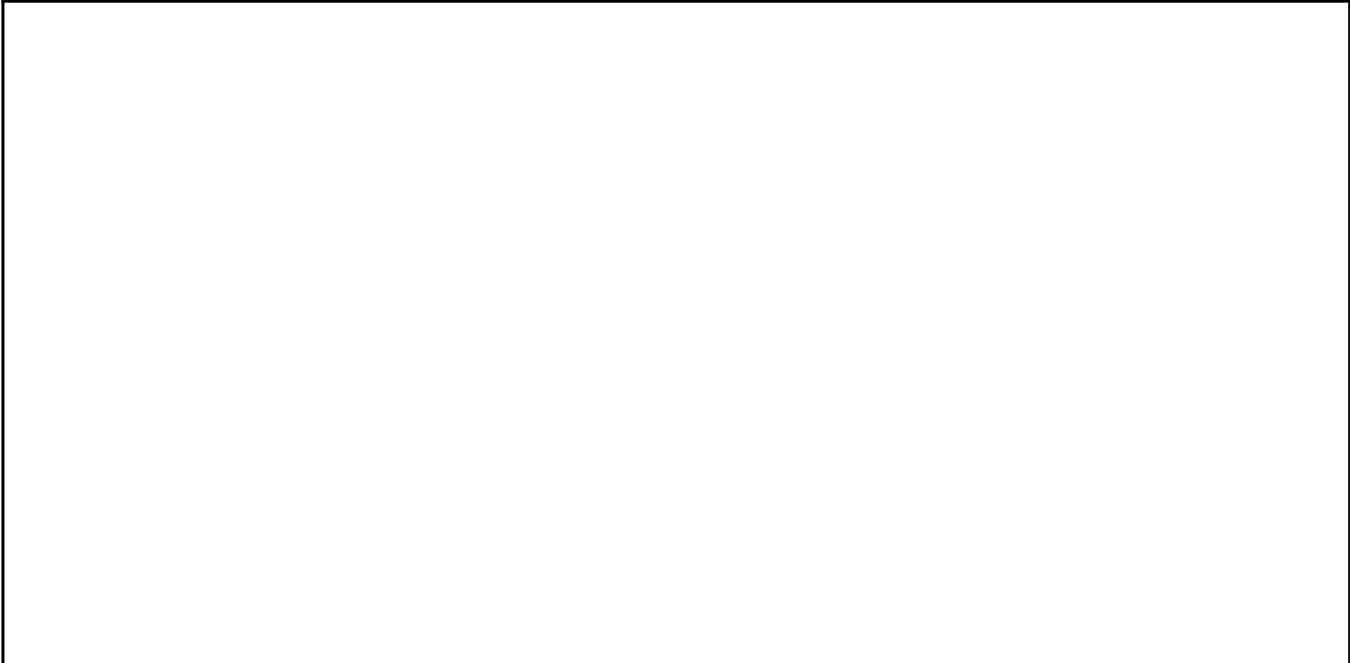
4 問合せ先

(1) 都内（稲城市の区域を除く。）の各消防署、消防分署及び消防出張所

(2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係（電話03-3255-2945）

5 その他

受講申請書は、各受付場所で配布する。



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001